

すみだ健康ハウス指定管理者応募事業概要

すみだ健康ハウス管理組合	
1 利用者サービスの向上	<p>(1) 利用者にとって平等に利用できる環境が整えられているか 区民や利用者の利便を図るとともに、特定の団体や個人に有利または不利になる運営はせず、公平な利用の確保に努める。</p> <p>(2) 施設の設置目的を達成するための事業計画となっているか 経営方針、効率的運営、収入計画、管理計画、維持管理、浴場組合との連携、事業提案、個人情報、情報公開、緊急時対応、収支計画書の項目で構成され、設置目的を達成する事業計画となっている。</p> <p>(3) 利用者サービスの向上につながる独自の提案があり、実現が可能か 自主事業等の充実 ・健康回復や演奏等の各種イベントを実施し、利用者ニーズに応える。 ・温浴を利用した健康回復に関する『健康ハウス通信』を定期発行し、ケアハウスの効用についてPRする。 ・1階ラウンジに気軽に入れるような雰囲気づくりを行い、飲食利用者を増やす努力を行う。 ・飲食のみの親子連れ利用者のケアハウス利用を促進する。</p> <p>(4) 利用者の要望・意見等を聞くための手段と業務改善の取り組みがあるか 利用者アンケートとモニタリングを実施し、利用者のニーズを把握し、業務改善に努める。</p> <p>(5) 協治(ガバナンス)の取り組みを進める提案はあるか 公衆浴場組合墨田支部と共同事業で、生活習慣病予防、介護予防、引きこもり予防を目的としたプログラムを提供する。</p>
2 効率的・効果的な施設の運営	<p>(1) 施設の設置目的を踏まえた管理・運営方針となっているか 経営方針 ・すみだ健康ハウス管理組合は墨田浴場組合を母体として設立されていることから、職員は公衆衛生を熟知しており、施設の運営、清掃、維持管理にその専門的スキルを生かしつつ、利用者満足度の高いサービスを提供する。 ・浴場組合と連携して、区民の健康を増進する事業を進める。 管理計画・運営計画 ・職員配置、研修、経理、物資調達、施設運営、維持管理を適切に行う。</p> <p>(2) 利用者の増加策や施設稼働率(利用率)向上への取り組みは効果的か PRの強化 ・区広報誌にイベント掲載依頼、他の区施設にパンフレット・ちらしを置いてもらうように区に依頼する。 利用の促進 ・お客様サービスの利用ポイント制を実施し、利用促進を図る。 ・墨田区内のリハビリ施設・病院、老人クラブ等団体の利用促進を図る。 ・利用の少ない季節、曜日、時間に団体利用の促進を図る。 ・浴場組合と連携し、閉じこもりがちな高齢者のレクリエーションの場として活用してもらうようにPRする。 ・近隣へのチラシ配布によるPR活動を行う。 ホームページの充実 ・利用者がわかりやすいように、館内設備の紹介とイベント等の情報提供を充実させたホームページ作り、公開する。</p> <p>(3) 施設の維持管理経費を節減するための積極的な取り組みがあるか 備品及び消耗品の管理の徹底、日誌による施設の稼働状況の記録を行い、管理経費の節減に努める。</p> <p>(4) 提案額は、事業計画を実現するための適正な額となっているか 指定管理料(提案額) 76,054,000円 ・年2回の工場停止期間(概ね前期が6～7月、後期が1～3月)の内、前期分に係る燃料費を負担する。</p> <p>(5) 区民の雇用や区内企業の活用を図る取り組みがあるか 従業員は、優先的に墨田区民を採用。物資の調達・修繕は区内企業に発注する。</p>

すみだ健康ハウス指定管理者応募事業概要

	すみだ健康ハウス管理組合
3 事業計画の遂行能力	<p>(1) 経営状況及び財政基盤は安定しているか すみだ健康ハウス管理組合は墨田浴場組合を母体として設立されており、安定した経営がされている。</p> <p>(2) 職員構成・職員数及び組織の管理・運営体制は適切か 職員体制 施設長(1)、常勤職員(6)、非常勤職員(7)計14名で適切に運営できる。</p> <p>(3) 管理責任者及び職員の資格や経験は適切であり、職員のスキルアップに向けた取り組みは十分か 管理責任者及び主な職員は、危険物管理者、電気設備点検資格者、食品衛生管理者等の資格を有し、かつ公衆浴場経営の実務経験を有する。 職員研修の実施(他施設見学、職場内研修等)</p> <p>(4) 個人情報保護の徹底及び積極的な情報公開を行う計画となっているか 個人情報保護は、関係法令を遵守し、万全の体制をとる。 情報公開に関しては、適正に対応していく。</p> <p>(5) 災害その他緊急時の危機管理体制及び苦情処理体制は明確か 危機管理マニュアルと消防計画書に基づいて、職員に周知徹底するとともに、防犯・防災訓練を実施する。 急病・けが人等は、各階担当者が初期対応し、施設長に連絡する。施設長は必要に応じて関係機関(救急隊等)に連絡するとともに、区に報告する。 苦情等については、苦情受付後速やかに施設長に伝え、迅速かつ適正に対処する。</p>